

| 請 願 文 書 表 | |
|--|--------------|
| 番号 8-1 | 受付 令和8年5月21日 |
| 件名 医薬品供給不足への対応及び市民の健康リテラシー向上に関する意見書の提出を求める 請願書 | |
| 紹介議員 中村 一夫 | |

【請願の趣旨】

近年、医療用医薬品の供給不足が全国的に問題となっており、現場においては必要な医薬品が入手しにくい状況が発生しております。

この要因としては、製造体制や薬価制度の影響に加え、医療機関・薬局の流通構造の分散、さらには市民の受診行動や医薬品の利用の在り方など、複合的な要因が指摘されております。特に、軽微な症状、あるいは市販薬で対応可能な医薬品についても保険診療での処方を希望する傾向は、医薬品需要の増大につながり、結果として必要な患者への供給に影響を及ぼす可能性があると考えられます。

また、本市においては、小規模な薬局・医療機関が多数存在することから、医薬品の供給が分散し、必要な場所に十分な量が行き届きにくい状況も懸念されます。

このような状況を踏まえ、地域医療体制の維持及び医療資源の適正利用の観点から、健康リテラシー向上及び適正受療の推進に取り組むことが重要であると考えます。

よって、下記事項について国に対して意見書の提出を求めます。

意見事項

1. 医薬品供給不足の実態について、実態把握を行うこと。
2. 国民に対して適正受診に関する啓発をすること。
3. 医療関係団体と連携し、地域における医薬品の供給及び医療提供体制の円滑化を推進すること。
4. 健康リテラシー向上及び医療資源の適正を目的とした施策を行うこと。

| 陳 情 文 書 表 | |
|-----------|------------------|
| 番号 | 8-2 |
| 受付 | 令和8年3月12日 |
| 件名 | 障がい福祉サービスについて陳情書 |

1 陳情の要旨

身体障害者手帳所持者と同様にどの障がい福祉サービスも国指定難病患者が利用できるように利用規定など改訂を要望いたします。

2 陳情の理由

私は現在、国が指定難病とする中でも特定疾病とされる「後縦靭帯骨化症」と診断されました。40歳以上であれば特定疾病と診断されましたので介護保険は使えますが私の年齢は40歳未満です。

また、下肢不自由なのですが身体障害者手帳取得または等級等で使用できません。

また、隣海老名市では大和市では指定難病で利用できないものが利用できたりとあったり制度のはざまに取り残されております。

このような理由で障がい福祉サービスの利用者の条件の見直しを要望いたします。

| 陳 情 文 書 表 | |
|-----------|------------------|
| 番号 | 8-3 |
| 受付 | 令和8年3月26日 |
| 件名 | 障がい福祉サービスについて陳情書 |

1 陳情の要旨

身体障害者手帳所持者と同様にどの障がい福祉サービスも国指定難病患者が利用できるように利用規定など改訂を要望いたします。

2 陳情の理由

私は現在、国が指定難病とする中でも特定疾病とされる「後縦靭帯骨化症」と診断されました。40歳以上であれば特定疾病と診断されましたので介護保険は使えますが私の年齢は40歳未満です。

また、下肢不自由なのですが身体障害者手帳取得または等級等で使用できず、使用したいサービスが使用できず制度のはざまに取り残されております。

このような理由で障がい福祉サービスの利用者の条件の見直しを要望いたします。

また、難病の人は身体障害以外に固定しない症状もございます。

なので、身体障害手帳で計り知れない症状がございます。

3 提案

例) 介護保険が適用できない場合、障がい福祉サービス全部利用可の条件を設ける等

本日、男性職員の方が障がい福祉サービスが介護保険の補完サービスみたいな説明をされました。私はその介護保険すら使えませんし、障がい福祉サービスすらまともに使用できません。男性担当者言われましたが「全ての人は救えない」とむごいことを言われました。このような言葉が行政側の人間が言ってしまってどうするのですか？ほんと安全な場所から行政って頼りになりませんね。その後のリハビリはどうしてもよくなって休んでしまいました。ちなみに指定難病は370余りありますが日本人口の0.1%程度のものが指定難病に指定されます。かつ介護保険が適用できないってなるともっと少なくなり財政的には問題ないと思います。難病だけでなく、障がい全て当事者にしかならない苦しみがあります。

手帳で計り知れない苦しみはありますし、ほとんどの人が当事者以外で決めたルールに満足しないしてほしいです。御検討をお願いします。

| 陳 情 文 書 表 | |
|--|--------------|
| 番号 8-5 | 受付 令和8年5月11日 |
| 件名 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情書 | |

【陳情理由】

中学生は、社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え判断する力を育むことが求められます。中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、その重要な役割を果たしています。

平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や社会認識に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が発達段階に応じて多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。

教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、または反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。

本陳情を通し、中学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。

亡くなられた武石知華さんの御遺族は、事故当日の経過について、インターネット上で公表されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。

さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とは言えない趣旨の思いもつづられています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。

文部科学省は、令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、同事故を受け、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航してい

た市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。

なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、名称上確認できる教職員組合系団体が各都道府県合わせて300団体以上確認できます。これらには、高等学校教職員組合だけでなく、一般に小中学校の教職員を含むと考えられる教職員組合系団体も含まれます。教育現場に関係する団体が特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を改めて確認する必要性を示すものです。

以上、貴自治体において、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情いたします。

【陳情項目】

① 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招聘または関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

② 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

③ 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会または学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等を確認すること。その上で、修学旅行・校外学習及び校内の平和学習について、特定の政治的主張に沿った活動現場への訪問、関連団体等の関与など、保護者の視点から見て、政治的中立性または安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったかを確認すること。

④ ③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

③により、該当またはその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行い、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけの有無、安全管理、保護者への説明、政治的中立性への配慮について実態を把握すること。その結果を、今後の指導及び改善に生かすこと。